

## 新旧対照表

(別紙 13)

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C 1000 6）</p> <p>1 <u>関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙 1 及び別紙 2 を含む。）に必要事項を記載の上、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税評価官等に 1 部提出する。</u></p> <p>2 <u>「照会者の住所、氏名・印（署名）（輸入者符号）」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。また、照会者が輸出入者コード番号を取得している場合には、そのコード番号を記載し、それ以外の場合には、99999 と記載する。</u></p> <p>3 <u>「代理人の住所、氏名・印（署名）」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</u></p> <p>4 <u>「輸入貨物の品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び税番を記載する。</u></p> <p>5 <u>「輸入通関予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名（2 以上あるときは、それぞれの官署名）を記載する。</u></p> <p>6 <u>「輸入予定期」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間を記載する。</u></p> <p>7 <u>「照会の趣旨」欄には、照会に係る取引における関税評価上の取扱いに関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載する。</u></p> <p>8 <u>「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄の内容については、別紙 1 に次のように記載する。</u></p> <p>(1) <u>1.(1)の「輸入者」及び「輸出者」「輸入の委託者」及び「輸出の委託者」並びに「売手」及び「買手」とは、輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C 5300）記載要領（A の 1 の欄）と同様とする。</u></p> <p>(2) <u>1.(2)の「取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）」は、照会事項に係る取引等における具体的な内容の説明、取引当事者間の権利・義務関係など、課税価格の決定において必要と考えられる事実関係、その他参考となるべき事項を可能な限り具体的かつ詳細に記載する。また、関税定率法（以下「定率法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに</u></p>	<p>（新規）</p>

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>掲げる事情、同項第4号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関する取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。)がある場合には、その内容を記載する。</u>	
<u>(3) 2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」の内容については、 「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義について照会者の見解に基づく輸入貨物の課税価格の計算方法を記載する。</u>	
<u>1 2.(1)の欄については、照会者の見解により定率法第4条を適用する場合の金額及びその計算方法をそれぞれ記載する。</u>	
<u>(1) 「現実に支払われた又は支払われるべき価格」とは、当該照会に係る輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額(買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。)(定率法施行令第1条の4)をいう。</u>	
<u>(II) 「加算要素」とは、定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等で、に含まれていないものをいう。</u>	
<u>(III) 「控除すべき費用等」とは、定率法施行令第1条の4第1号から第4号のものでに含まれているが、その額が明らかになるものを使う。</u>	
<u>(II) 「合計又は計算方法」欄には、からまでの費用の合計額又は当該合計額を納税申告の際に個々の貨物の課税価格として適用する場合の計算方法を記載する。</u>	
<u>□ 2.(2)の欄については、定率法第4条以外を適用する場合に、適用条項及び課税価格の計算方法を具体的に記載する。</u>	
<u>(4) 3.「上記2の適用条項及び計算方法となる理由」欄については、照会書の「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義について照会者の見解により、2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」となるに至った理由(例えば、照会者の法的解釈、取引に係る事実認定、関税評価協定上の決定文書または採択文書等)を具体的かつ詳細に記載する。</u>	
<u>9 「公開の可否」欄には、税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(関税評価回答用)の公開について「可」「否」のいずれかにを付け、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、「非公</u>	

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄の( )ヶ月 他 ( )のいずれかに をつけ、具体的な非公開期間を記載する。</p> <p>10 「添付資料」欄の「2.事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類」については、照会事項を説明するに当たり関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を[ ]内に記載する。</p> <p style="text-align: center;"><u>事前教示照会に係る形式要件審査表 (C 1000 7)</u></p> <p>1 この形式要件審査表は、「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（審査に必要と思われる資料を含む。以下本項において「照会文書」という。）の提出があった税関の照会応答担当者が形式審査事務及び要件審査事務を行つ際に使用する。</p> <p>2 「照会文書の提出があった当初の日」には、当初に照会文書の提出があった年月日を記載する。</p> <p>3 「記載事項等」については、照会文書の記載事項等について確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを で囲む。</p> <p>4 「記載事項等」の「補正状況」欄には、照会文書の記載事項等について「不適」となった事項について、記載事項の補正又は関係資料の提出がなされた結果「適」になった場合に、その状況を、例えば、「 年 月 日記載事項補正」又は「 年 月 日関係資料提出」のように記載する。</p> <p>5 「受理年月日」には、上記3の記載事項等が全て「適」であることを確認した日付を記載する。</p> <p>(注) 記載事項等が全て「適」であることを確認した後、照会文書を受理する。</p> <p>6 「要件事項」については、各要件事項について確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを で囲む。</p> <p>7 「要件事項」の「備考」欄については、上記6の確認の結果「不適」となった事項について、補足説明又は追加資料の提出がなされた結果「適」になった場合に、その状況を、例えば、「 年 月 日補足説明」又は「 年 月 日追加資料提出」のように記載する。</p> <p>8 「補足説明及び追加資料」欄には、照会文書の受理後に補足説明及び追加資料の提出を求めた場合にその状況を記載する。</p> <p>(記載例)</p>	(新規)

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前
補足説明及び追加資料	要求年月日	要求方法・内容	連絡状況	担当
	(例1) H17.7.1	補足説明書送達（要件事項9追加資料）	H17.7.10(面接) H17.7.30(電話)	財務太郎 〃
	(例2) H17.7.1	電話連絡（要件事項9補足説明・要件事項10追加資料）	H17.7.10(電話)	関税花子
<u>「事前教示回答書(変更通知書兼用)(関税評価回答用)に関する意見の申出書・回答書」の記載要領(C 1001 1)</u>				(新規)
<u>(事前教示回答書(変更通知書)(関税評価回答用)に関する意見の申出書に関する記載要領)</u>				
1	<u>「受付番号」欄には、税関別の一連番号を受付けた税関が記載する。</u>			
2	<u>「申出者の住所、氏名・印」欄には、文書回答に対し、意見の申出をしようとする照会者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。申出者が照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の場合には「申出者の住所、氏名・印」に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</u>			
	<u>いずれの場合においても「担当者」及び「電話番号」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</u>			
3	<u>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書(関税評価回答用)である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書(関税評価回答用)(登録番号 )」を削除する。</u>			
4	<u>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書(関税評価回答用)である場合は「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書(関税評価回答用)(登録番号 )」を削除する。</u>			
5	<u>「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。</u>			

## 新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）</u></p> <p>1 <u>この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）で回答（変更）した関税評価上の取扱いを変更する場合は、通知文中2の文を削除し、事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）で回答（変更）した関税評価上の取扱いを従前のとおりとした場合は、1の文を削除する。</u></p> <p>2 <u>「理由」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う税関の首席関税評価官名又は関税評価官名を記載し押印する。</u></p> <p>事前教示に係る補足説明書（C 1002）</p> <p>「番号」欄には、照会に係る貨物についての事前教示に関する照会書（C 1000_ C 1000_2又はC 1000_6）の「受付番号」欄に記載した番号と同じ番号を記載する。</p> <p>「質問事項」欄には、事前教示に関する照会書（事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）を含む。）に記載された商品説明のみでは照会に係る関税率表適用上の所属区分等を決定するためには不十分であるため、更に追加して商品説明を受けることが必要な事項（例えば、女子用オーバーコート（織物製）の関税率表適用上の所属区分について照会がなされた場合において、当該オーバーコートについて 生地の素材は何であるか及び 毛皮付きのもの又はその他のもののいずれであるか）等を簡潔に記載する。</p> <p>「補足説明事項」欄には、「（質問事項）」欄に記載された事項に関する商品説明等を記載する。</p> <p>（例）（省略）</p> <p>下欄には、補足説明事項の記載年月日及び事前教示に関する照会書に記載された照会者又は代理人の氏名若しくは名称を記載した上、押印又は署名するとともに、事後の連絡を容易にするため担当者名を併記する。</p> <p>展示等申告書（運送申告書）（C 3340）</p>	
	<p>事前教示に係る補足説明書（C 1002）</p> <p>「番号」欄には、照会に係る貨物についての事前教示に関する照会書・事前教示回答書（C 1000）の「受付番号」欄に記載した番号と同じ番号を記載する。</p> <p>「質問事項」欄には、事前教示に関する照会書・事前教示回答書（事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）を含む。）に記載された商品説明のみでは照会に係る関税率表適用上の所属区分等を決定するためには不十分であるため、更に追加して商品説明を受けることが必要な事項（例えば、女子用オーバーコート（織物製）の関税率表適用上の所属区分について照会がなされた場合において、当該オーバーコートについて 生地の素材は何であるか及び 毛皮付きのもの又はその他のもののいずれであるか）を簡潔に記載する。</p> <p>「補足説明事項」欄には、「（質問事項）」欄に記載された事項に関する商品説明を記載する。</p> <p>（例）（省略）</p> <p>下欄には、補足説明事項の記載年月日及び事前教示に関する照会書・事前教示回答書に記載された照会者又は代理人の氏名若しくは名称を記載した上、押印又は署名するとともに、事後の連絡を容易にするため担当者名を併記する。</p> <p>展示等申告書（運送申告書）（C 3340）</p>
	5

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<一般的事項>（省略）	<一般的事項>（同左）
<申告書上段の記載事項>（省略）	<申告書上段の記載事項>（同左）
<申告書中段の記載要領>（省略）	<申告書中段の記載要領>（同左）
<申告書下段の記載要領>（省略）	<申告書下段の記載要領>（同左）
<展示等申告書（運送申告書）の事後整理> 輸入許可、保税運送承認、積戻し許可又は使用状況報告書、廃棄届の受理若しくは滅却の承認を行つた場合等には、 <u>貨物の取締りを担当する部門</u> が保管する運送承認用（D）及び包装明細書に許可、承認等がなされた旨を記載しておくとともに、当該貨物が保税展示場から搬出された場合には、その都度消込み整理を行うものとする。	<展示等申告書（運送申告書）の事後整理> 輸入許可、保税運送承認、積戻し許可又は使用状況報告書、廃棄届の受理若しくは滅却の承認を行つた場合等には、 <u>保税担当職員</u> が保管する運送承認用（D）及び包装明細書に許可、承認等がなされた旨を記載しておくとともに、当該貨物が保税展示場から搬出された場合には、その都度消込み整理を行うものとする。